

「週休2日等工事試行試行要領 第I編～第III編（土木工事、港湾漁港工事編）」 新旧対照表

改正内容	新（改正後）	旧（現行）
<p>第I編 2 用語の定義</p>	<p>2 用語の定義 (1) 週休2日 (ア) <u>完全週休2日とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</u> <u>なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、本試行においては、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。</u> (イ) 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 (ウ) 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>(2) 対象期間 着工日から竣工日までの期間をいう。なお、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間などは含まない。（詳細は運用を参照）</p> <p>(3) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。 現場閉所には、降雨、降雪、波浪等による予定外の現場閉所日も含むものとする。</p> <p>(4) <u>週休2日の達成判断</u> (ア) 土木工事の場合 <u>完全週休2日とは、対象期間の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、監督職員と事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。</u> 月単位の<u>週休2日</u>とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。 通期の<u>週休2日</u>とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。 なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めことができる。</p> <p>(イ) 港湾漁港工事の場合 月単位の<u>週休2日</u>とは、工事着手日以降、最初の土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日（完成届日）まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分の閉所日 <u>または休日の取得</u>があることをいう。 <u>工事着手日を除いた最初の土曜日又は月曜日から1期間目を起算することとし、工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日又は日曜日までを評価対象とする。</u></p> <p>(5) 発注者指定型 発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式</p>	<p>2 用語の定義 (1) 週休2日</p> <hr/> <p>(ア) 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 (イ) 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 なお、週休2日は、毎週土日を現場閉所とする“完全週休2日”と異なる。</p> <p>(2) 対象期間 着工日から竣工日までの期間をいう。なお、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間などは含まない。（詳細は運用を参照）</p> <p>(3) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。 現場閉所には、降雨、降雪、波浪等による予定外の現場閉所日も含むものとする。</p> <p>(4) 4週8休以上 (ア) 土木工事の場合</p> <hr/> <p>月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。 なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めことができる。</p> <p>(イ) 港湾漁港工事の場合 月単位の4週8休以上とは、工事着手日以降、最初の土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日（完成届日）まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分の閉所日 _____ があることをいう。</p> <hr/> <p>なお、通期の4週8休以上は適用しない。</p> <p>(5) 発注者指定型 発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式</p>
<p>6 受注者の取組内容</p>	<p>6 受注者の取組内容 (1) 週休2日に取り組む受注者（以下「受注者」という）は、施工計画書に以下の条件を満たす工程を立てた工程表を添付し発注者に提出する。 (ア) 対象期間中、工事現場において週休2日 _____ の休日を確保し、工程表に現場閉所日を明記する。</p>	<p>6 受注者の取組内容 (1) 週休2日に取り組む受注者（以下「受注者」という）は、施工計画書に以下の条件を満たす工程を立てた工程表を添付し発注者に提出する。 (ア) 対象期間中、工事現場において週休2日 <u>相当</u>の休日を確保し、工程表に現場閉所日を明記する。</p>
<p>8 事務手続きについて</p>	<p>8 事務手続きについて (1) 積算関係 当初積算時に、月単位 _____ の「<u>週休2日</u>」を確保する場合の補正を計上する。</p>	<p>8 事務手続きについて (1) 積算関係 当初積算時に、月単位 <u>または通期の「4週8休以上」</u>を確保する場合の補正を計上する。</p>

「週休2日等工事試行試行要領 第I編～第III編（土木工事、港湾漁港工事編）」 新旧対照表

改正内容	新（改正後）	旧（現行）
<p>第II編 2 用語の定義</p>	<p>2 用語の定義</p> <p>(1) 週休2日交替制</p> <p>(ア) <u>完全週休2日交替制とは、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間以上の休日を確保する取組をいう。</u></p> <p>(イ) 月単位の週休2日交替制とは、対象期間の全ての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。</p> <p>(ウ) 通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。</p> <p>(2) 対象期間 着工日から竣工日までの期間をいう。（年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間も含む。）</p> <p>(3) <u>週休2日の達成判断</u> <u>完全週休2日交代制とは、対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上の水準の状態をいう。</u> 月単位の<u>週休2日交替制</u>とは、対象期間内の<u>全ての月において</u>、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。 通期の<u>週休2日交替制</u>とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。</p> <p>(4) 技術者、技能労働者 施工体制台帳上の元請け及び下請けの技術者及び技能労働者を対象とする。 ただし、非常勤（臨時）に従事する者は除く。</p> <p>(5) 発注者指定型 発注者が週休2日交替制に取り組むことを指定する方式</p>	<p>2 用語の定義</p> <p>(1) 週休2日交替制</p> <hr/> <p>(ア) 月単位の週休2日交替制とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。</p> <p>(イ) 通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。</p> <p>(2) 対象期間 着工日から竣工日までの期間をいう。（年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間も含む。）</p> <p>(3) 休日率 <u>対象期間内に現場に従事した全ての技術者、技能労働者の平均休日数割合をいう。</u></p> <p>(4) <u>4週8休以上</u></p> <hr/> <p>月単位の<u>4週8休以上</u>とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての月で平均休日数割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。 通期の<u>4週8休以上</u>とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。</p> <p>(5) 技術者、技能労働者 施工体制台帳上の元請け及び下請けの技術者及び技能労働者を対象とする。 ただし、非常勤（臨時）に従事する者は除く。</p> <p>(6) 発注者指定型 発注者が週休2日交替制に取り組むことを指定する方式</p>

「週休2日等工事試行試行要領 第I編～第III編（土木工事、港湾漁港工事編）」 新旧対照表

改正内容	新（改正後）	旧（現行）
<p>第III編</p>	<p>削除</p>	